

入 札 説 明 書

(電子入札案件・最低価格落札方式)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書の提出場所等
- 6 その他

様式 1	入札書
様式 2	確認書
様式 3	紙入札方式参加願
別紙 1	特定電源割当計画書
別紙 2	適合証明書
別紙 3	二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件
別冊	仕様書
別冊	契約書（案）

第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部の特定調達契約に係る入札公告に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令 165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、及びその他の法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 楯本 浩司

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 28

2 調達内容

（１）品目分類番号 26

（２）購入等件名及び数量

ア 神戸第2地方合同庁舎で使用する電気（高圧）（合庁分担）

予定契約電力 仕様書のとおり

予定使用電力量 仕様書のとおり

イ 神戸保安部新港1突船艇基地ほか13箇所の使用電気（高圧）

予定契約電力 仕様書のとおり

予定使用電力量 仕様書のとおり

ウ 徳島保安部船艇基地ほか4箇所の使用電気（高圧）

予定契約電力 仕様書のとおり

予定使用電力量 仕様書のとおり

（３）調達件名の特質等 詳細は仕様書による

（４）使用期間

ア 令和8年10月1日0時から令和9年9月30日24時まで

イ 令和8年10月1日0時から令和9年10月10日24時まで

ウ 令和8年10月1日0時から令和9年9月30日24時まで

（５）需要場所 仕様書のとおり

（６）入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。

原則として、入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし発電費用等に係る燃料価格変動の調整額は入札書作成時点の単価を採用するものとする。
- なお、当部が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算

出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10に相当する額」を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引又は割増及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- ③ 入札者は仕様書、契約書案等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

仕様内容に関する問い合わせは次のとおり。

ア 神戸第2地方合同庁舎で使用する電気（高圧）（合庁分担）

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
第五管区海上保安本部総務部総務課

TEL 078-391-6551 内線 2801

イ 神戸保安部新港1突船艇基地ほか13箇所の使用電気（高圧）

ウ 徳島保安部船艇基地ほか4箇所の使用電気（高圧）

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
第五管区海上保安本部経理補給部補給課

TEL 078-391-6555 内線 2257

なお、各種質問の受付期限は、令和8年7月13日12時00分とし、質問は、書面または電子調達システムにて行うこと。

（7）入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- （1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- （3）令和7・8・9年度国土交通省参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C等級に格付けされ、近畿又は四国地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、開札執行時の時点において、第五管区海上保安本部長から指名停止措置を受けて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告等期間中にその停止の期間を満了した者を除く。

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要があ

る。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

TEL 078-391-6555 内線 2224

電子メール jcg5-keiri-4v2p@ki.mlit.go.jp

電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官等が定める入札参加資格者として、地球温暖化防止策の観点から、別紙3に示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

4 入札参加申込手続き

- (1) 証明書等受領期限（競争参加のために必要な証明書等）

令和8年7月13日 12時00分

入札参加希望者は、上記日時までに下記の①から⑤までの証明書類等を電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムにより難しい者は、上記日時までに下記の②から⑥の証明書類等を上記3（3）の係へ提出すること。（郵送の場合は受領期限までに必着のこと。）

- ① 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）
- ② 国土交通省参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ③ 電気事業法第2条の2に基づく小売電気事業者としての届出を行っていることを証明出来る書類。
- ④ 適合証明書（別紙2）
※別紙2の条件を満たすことを証明する書類を添付すること。
- ⑤ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を示した再生可能エネルギー電源の特定電源割当計画書（別紙1）
- ⑥ 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）

- (2) 証明書等審査結果の通知

提出された証明書等の審査結果を、**令和8年7月31日17時00分**までに電子調達システム又は文書等により通知する。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒 6 5 0 - 8 5 5 1 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

第五管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

T E L 0 7 8 - 3 9 1 - 6 5 5 5 内線 2 2 2 4

電子メール jcg5-keiri-4v2p@ki.mlit.go.jp

(2) 入札書の受領期限

令和8年8月19日 17時00分（郵送する場合は受領期限までに必着のこと。）

(3) 入札書の提出方法

- ① 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムにより難い者で発注者に紙入札参加願を提出し、紙による入札を行う者は、様式1にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「開札日 開札[契約件名]の入札書在中」と朱書しなければならない。

この場合、入札書に記入する日は受領期限までの作成日となるので、誤って開札日等を記入しないこと。

また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。

- ② 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「開札日 開札[契約件名]の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記5(1)宛に入札書の受領期限日必着にて送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

- ① 上記3に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- 一 委任状が提出されていない代理人のした入札
- 二 押印（外国人または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- 三 金額を訂正した入札
- 四 記載漏れ、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 五 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
- 六 一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- 七 競争参加資格を有するものであっても、開札執行の時点において、第五管区海上保安本部長から指名停止の措置をうけて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告期間中にその停止の期

間を満了した者のした入札。

- ② 国の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第 300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札は無効とする。

（5）入札の延期等

入札者が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、またはこれを取り止めることがある。

（6）代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（7）開札の日時場所

- ア 令和8年8月20日 10時00分 於 第五管区海上保安本部入札室
- イ 令和8年8月20日 11時00分 於 第五管区海上保安本部入札室
- ウ 令和8年8月20日 13時30分 於 第五管区海上保安本部入札室

（8）開札

- ① 開札は、電子調達システムにより行い、紙による入札者またはその代理人は原則として立ち会うものとする。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 電子調達システムの障害によって電子入札に参加できない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- ・ 天災
 - ・ 広域・地域的停電
 - ・ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・ その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

- ⑥ 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- ⑧ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。原則として当該入札の執行において、執行回数は２回を限度とする。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行った３０分後に行うので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行い、この間、紙入札業者は入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ⑨ 電子調達システムの操作及び傷害発生時の問い合わせ先

調達ポータルサイトホームページアドレス <http://www.p-potal.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）受付時間 平日9時00分～17時30分

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 証明書等を電子調達システムにて提出する場合、使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次のいずれかによるものとする。

・使用アプリケーション

・ファイル形式

「一太郎」 ⇒ 「Ver.10 形式以上」

「Microsoft Word」 ⇒ 「Word2000 形式以上」

「Microsoft Excel」 ⇒ 「Excel2000 形式以上」

・その他のアプリケーション

「PDFファイル」 ⇒ Acrobat5 以上で作成の画像ファイル
(Acrobat 形式及び GIF 形式)

ただし、証明書等の容量が１ＭＢを超えない場合に限る。

１ＭＢを超える場合は、原則として郵送または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により提出すること。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類は、国土交通省競争参加資格申請による資格

決定通知書の写しを提出する。

- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。
- ② 本入札説明書5（3）に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ③ 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

- ① 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- ② 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

① 毎月払いとする。

② 入居官署等が分担して支払う。

契約の相手方からの請求書を受理後、入居官署等の分担金額を契約の相手方及び入居官署へ通知し、入居官署等から契約の相手方の銀行口座へ分担額を振り込む分担払いとする。

(8) 異議の申立

入札者は入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

(10) 談合等不正行為があった場合の違約金等

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当

該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

- ② 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。